

西川町教育ローン「帰ってきてけローン」返済補助制度

<どんな補助制度なの？>

大学や専門学校等へ進学するため、西川町と連携した金融機関から本制度専用の西川町教育ローン「帰ってきてけローン」の融資を受けた保護者に対し、返済額を補助します。**在学期間は、利子分を補助します。就業後は、西川町に住みでいることなどの条件で、元金・利子分を補助します。就業先は、西川町外でもかまいません。**

<補助対象者は？>

西川町教育ローン「帰ってきてけローン」契約者で、かつ西川町から登録通知を受けた方

<補助金は？>

【在学期間中】条件を満たせば4月から翌年3月まで返済した利子分を、補助申請に基づき補助します。初回のみ1年を越えた期間分を補助する場合があります。

【在学期間終了】条件を満たせば4月から3月までに返済した元金・利子分を、補助申請に基づき補助します。

<対象学校は？>

「帰ってきてけローン」の対象となる学校で大学、短大、専門学校、専修学校など

それでは早速！！

- ・申し込み方法
- ・在学期間の利子分の補助金受け取り手続きの方法
- ・在学期間を終えて西川町に戻ってきての補助金の受け取り手続きの方法

について一緒に見ていきましょう！！



さあ、早速申し込もう！！

ステップ 1

「帰ってきてけローン」申し込みしたい旨を伝え、必要書類を確認する。

場所：ご希望の金融機関

<連携金融機関>

山形銀行寒河江中央店、きらやか銀行寒河江支店、

さがえ西村山農協西川支所、山形信用金庫



ステップ 2

「帰ってきてけローン」返済補助利用登録を行う。

場所：西川交流センターあいべまなぶ課

必要書類

☐ 利用登録申込書（様式第 1 号）

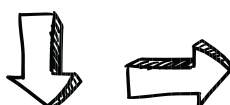
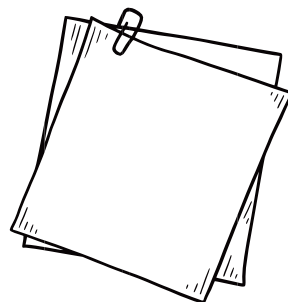
☐ 確認書（様式第 2 号）

☐ 保護者等が属する世帯全員の住民票

☐ 保護者・お子さんの本人確認書類（マイナンバーカードなどの写し）

☐ 制度利用者の入学または在学を証明できるもの

（合格通知書、入学許可書、在学証明書、学生証などの写し）



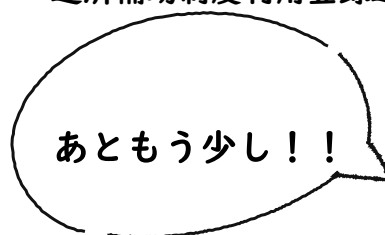
「帰ってきてけローン」
返済補助制度利用登録通知書の送付

ステップ 3

金融機関と契約をする。

*必要書類は金融機関にご確認ください。

場所：ご希望の金融機関



ステップ 4

必要書類を提出する。

☐ 教育ローン契約に関する書類一式の写し

☐ 教育ローン返済用口座の通帳の写し

☐ 金融機関から送付される返済計画書の写し



完了！！

「帰ってきてけローン」
契約確認書の送付

場所：西川交流センターあいべ まなぶ課

期限：利用登録申込書を提出した日の翌月末まで

大学生等の**在学期間**の利子分の補助金受取の手続きをしよう！

在学期間中は、利子分を **１年ごと**に補助します。お子さんの居住地要件はありません。

前年度支払った利子分補助申請受付期間：４月１日から４月３０日

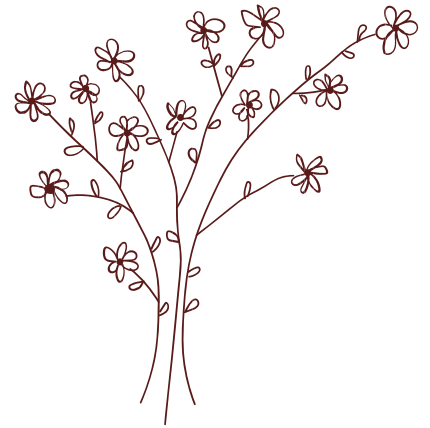
４月から翌年３月まで返済した利子分の補助申請を、毎年行ってください。２年分まとめての申請は受け付けません。

補助条件は？

- ☐ 西川町教育ローン「帰ってきてけローン」契約者である保護者が、西川町が住所地で居住していること
- ☐ 対象となる制度利用者（子ども）が大学等に在学している者
- ☐ 契約者である保護者等が町税等を滞納していないこと

必要書類は？

- ☐ 交付申請及び実績報告兼請求書(様式第７号)
- ☐ 契約者である保護者等が属する世帯全員の住民票
- ☐ 金融機関が発行する教育ローンの返済した額を証明する書類
- ☐ 在学証明書など、在学していることを証明できる書類
(補助申請時点から２ヵ月以内のもの)



・在学期間の補助金交付は、最長 **６年間**です。他の学校へ編入、進学、留年等でも、在学していることを確認できれば補助します。

・大学入学前でも西川町教育ローン「帰ってきてけローン」の利息の返済分は補助対象となります。初回のみ、教育ローンの融資が始まってから入学前の３月までの分も併せて申請できます。

・在学期間中に、元金の返済が発生した場合は、返済すべき元金及び返済すべき元金に伴う利子は補助対象外です。

５月末までに、利子分の補助金が

「帰ってきてけローン」返済用口座に振り込まれます。

在学期間を終えて、お子さんが西川町に戻って来たら 元金・利子分の補助金の受け取りの手続きをしよう！

卒業後、条件を満たした方には、元金・利子分を **1年ごと**に補助します。

前年度支払った元金・利子分補助申請受付期間：4月1日～4月30日

4月から翌年3月まで返済した元金・利子分の補助申請を、毎年行ってください。

2年分まとめた申請は受け付けません。

在学期間終了後の補助条件は？

☐ 西川町教育ローン「帰ってきてけローン」契約者である保護者が、西川町が住所地で居住していること

☐ お子さんが在学期間を終え、就業し、西川町が住所地で居住する者、又は以下の者
・在学期間終了後、就職活動を継続的に行い、西川町が住所地で、かつ実際に居住する者（最長1年間） ※1回限り

・在学期間終了後、町外へ転出し、後に西川町が住所地で居住に就業する者（卒業後5年以内）

☐ 契約者である保護者及び社会人となったお子さんが町税等を滞納していないこと

*社会人となったお子さんが条件を満たしても契約者である保護者等が西川町から転出した時点で、本制度の権利を失います。条件を満たしている状態で契約者が西川町を転出した場合は、権利を喪失した時点で補助申請をしてください。この場合のみ月割りで補助金を交付します。（15日以上住んでいれば1カ月と見なします）

在学期間を終えて、返済した利子分の補助申請に必要な書類は？

☐ 世帯全員の住民票

☐ 保護者等の年間返済額がわかる書類（金融機関の返済額証明証）

☐ 保護者等の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）

☐ 社員（在住）証明書



・対象期間である4月から翌年3月までの間で、継続して6カ月以上西川町が住所地で居住していれば、条件を満たすとみなします。

但し、3月及び4月を含んで6か月西川町が住所地で居住した場合でも条件を満たすこととします。15日以上条件を満たせば1カ月と見なします

・卒業後(在学期間終了後)から5年間は、補助対象の権利を有し、条件を満たせば補助金を交付します。

6年目以降は、条件を満たさない時点で、補助対象の権利を失います。

・最長返済計画で返済した元利金分への補助です。繰上げ、一括返済した場合は、補助対象外です。

・補助金は1年分の元金・利子の返済した分とし、月割りでの補助はしません。

・契約者である保護者等が西川町から転出した時点で本制度の権利を失います。

5月末までに、元金・利子分の補助金が
「帰ってきてけローン」返済用口座に振り込まれます。

卒業後は西川町に戻ってきてけろー



お問い合わせ：西川町教育委員会まなぶ課
電話 0237-74-2114

メール kyoiku@town.nishikawa.yamagata.jp